



FIVESTAR  
ASSET MANAGEMENT CO.,LTD

投資信託説明書(交付目論見書)

2021.3.2

# ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・シリーズ

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型  
追加型投信／内外／資産複合

愛称 **ゼニガメ**

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型  
追加型投信／内外／資産複合

愛称 **ウミガメ**

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型  
追加型投信／内外／株式

愛称 **ミノガメ**



ウミガメちゃん



ミノガメ様



ゼニガメ君

※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



ファイブスター投信投資顧問株式会社

■委託会社 < ファンドの運用の指図を行う者 >

ファイブスター投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2266号  
インターネットホームページ: <http://www.fivestar-am.co.jp/>  
お客様デスク: 03-3553-8711

(受付時間: 委託会社の営業日の午前9時~午後5時まで)

■受託会社 < ファンドの財産の保管および管理を行う者 >

三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

 ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型 愛称 ゼニガメ

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産(投資信託証券)	年1回	グローバル(日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

 ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型 愛称 ウミガメ

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産(投資信託証券)	年1回	グローバル(日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

 ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型 愛称 ミノガメ

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産(投資信託証券(株式))	年1回	グローバル(日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

上記の商品分類及び属性区分の定義については、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでご覧頂けます。  
 <一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス <http://www.toushin.or.jp/>>

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

**委託会社の情報**

委託会社名	ファイブスター投信投資顧問株式会社
設立年月日	2009年4月1日
資本金	2億1,175万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	328億2,407万円

(2020年12月末現在)

- ・ファンドに関する金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のインターネットホームページに掲載しています。また、請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。
- ・投資信託の財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。
- ・この目論見書により行う「ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・シリーズ（安定型／バランス型／積極型）」の募集については、発行者であるファイブスター投信投資顧問株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年3月1日に関東財務局長に提出しており、2021年3月2日にその届出の効力が生じています。

**ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。**

# ファンドの目的・特色

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・シリーズ（以下、「当ファンド・シリーズ」、「当ファンド」ということがあります。また、当ファンド・シリーズ内の個別のファンドについては、以下「各ファンド」もしくは「安定型」、「バランス型」、「積極型」という場合があります。）は、主として有価証券に投資する投資信託証券に投資します。

当ファンド・シリーズは、ご投資家の皆様の投資目的や投資可能期間に応じて、以下の3つのファンドから選択することができます。

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型（愛称：ゼニガメ）

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型（愛称：ウミガメ）

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型（愛称：ミノガメ）

## ■ ファンドの目的

信託財産の長期成長を目的とします。

## ■ ファンドの特色

日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品（先物取引およびオプション取引等）を実質的な主要投資対象※とし、積極的に分散投資を行います。

※「実質的な主要投資対象」とは、投資信託証券を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

名 称	ユナイテッド・タートルクラブ・ ファンド・安定型 (愛称:ゼニガメ) 	ユナイテッド・タートルクラブ・ ファンド・バランス型 (愛称:ウミガメ) 	ユナイテッド・タートルクラブ・ ファンド・積極型 (愛称:ミノガメ) 
指定投資 信託証券※ への 投資配分	<p><b>債券型ファンド</b> 信託財産の純資産総額の概ね 50% (±10%)</p> <p><b>絶対収益追求型ファンド</b> 信託財産の純資産総額の概ね 50% (±10%)</p>	<p><b>債券型ファンド</b> 信託財産の純資産総額の概ね 30% (±10%)</p> <p><b>株式型ファンド</b> 信託財産の純資産総額の概ね 50% (±10%)</p> <p><b>絶対収益追求型ファンド</b> 信託財産の純資産総額の概ね 20% (±10%)</p>	<p><b>株式型ファンド</b> 信託財産の純資産総額の概ね 90% (±5%)</p> <p><b>絶対収益追求型ファンド</b> 信託財産の純資産総額の概ね 10% (±5%)</p>
<投資配分のイメージ>			

(注) 市場動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

※ 約款に定められた当ファンド・シリーズが投資対象とする投資信託証券をいいます。

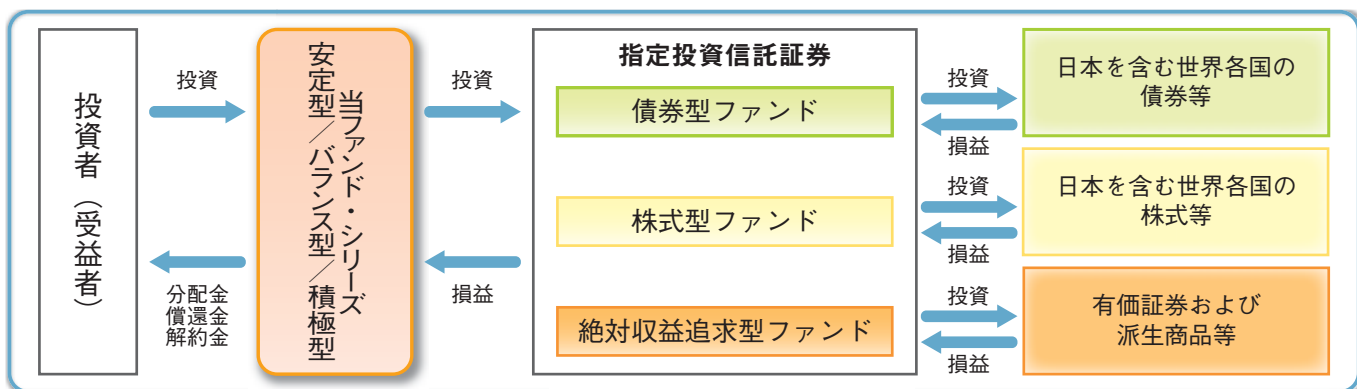
原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

実質的に投資する外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、各ファンドの基準価額および分配金は円と米ドルの為替相場の変動の影響を受けます。

# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの仕組み

- 当ファンド・シリーズの各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ファンド・オブ・ファンズ方式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組みで、一般社団法人投資信託協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



投資信託証券への投資にあたっては、約款に定める「指定投資信託証券※」の中から選択した投資信託証券に分散投資を行います。指定投資信託証券は、適宜（原則として、半年毎）見直しを行います。

※詳しくは、後述の「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

### <指定投資信託証券分類の定義>

債券型ファンド	組入資産による主たる収益が実質的に債券を源泉とするファンドをいいます。
株式型ファンド	組入資産による主たる収益が実質的に株式を源泉とするファンドをいいます。
絶対収益追求型ファンド	特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す、もしくは、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指すファンドをいいます。

※上記定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を参考に、委託会社が定義したものです。

## ■ 主な投資制限

- 投資信託証券（外貨建の投資信託証券も含まれます。）への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

## ■ 分配方針

年1回（毎年5月31日（休業日の場合は翌営業日））に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託者が基準価額水準・市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益について、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

# ファンドの目的・特色

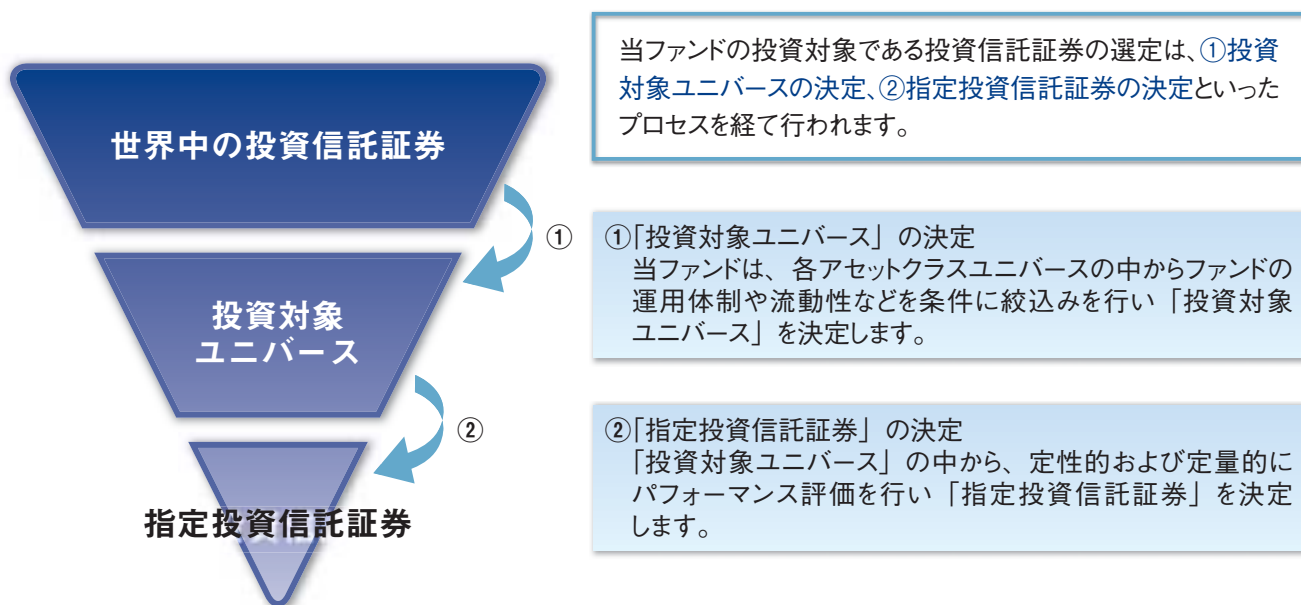
## <参考> 指定投資信託証券について

各ファンドの約款に定める指定投資信託証券は、以下の通りです。

分類	指定投資信託証券の名称
債券型ファンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>● iシェアーズ・コア 米国総合債券市場 ETF</li> <li>● iシェアーズ 世界国債 (除く米国) ETF</li> <li>● iシェアーズ・フローティングレート・ボンド ETF</li> <li>● iシェアーズ J.P. モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF</li> </ul>
株式型ファンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>● TOPIX 連動型上場投資信託</li> <li>● iシェアーズ MSCI ワールド UCITS ETF</li> <li>● iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF</li> <li>● MASAMITSU 日本株戦略ファンド (適格機関投資家私募)</li> </ul>
絶対収益追求型ファンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>● シングルアルファ・ファンド (適格機関投資家私募)</li> <li>● MASAMITSU 日経 225 ニュートラルファンド (適格機関投資家私募)</li> </ul>

※上記は、有価証券届出書提出日現在のものです。指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しが行われます。その際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券(新たに設定される投資信託証券も含まれます。)が指定されたりする場合があります。なお、指定投資信託証券は、必ず組入れられるとは限りません。

## ●指定投資信託証券の選定方法



※上図は、あくまでも例示をもって理解を深めていただくためのイメージです。

- ・ 定性評価においては、投資信託証券の過去の実績 (Performance)、マネージャの経歴 (People)、運用哲学 (Philosophy)、ベンチマーク比較 (Peer Comparison)、実際のポートフォリオの整合性 (Portfolio) の5Pを総合的に評価します。
- ・ 定量評価においては、特に、1リスク当りのリターン、最大ドロウダウン等に注目して、ファンドのパフォーマンスを評価します。

# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。  
当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引ならびに派生商品（先物取引およびオプション取引等）に投資しておりますので、各ファンドの基準価額は変動します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。各ファンドおよび各ファンドが投資する投資信託証券の基準価額の変動要因の主なものは、以下の通りです。



### 有価証券等の価格変動リスク

各ファンドおよび各ファンドが投資する投資信託証券は、株式や債券など値動きのある有価証券を組入れておりますので、当該投資信託証券が組入れる株式や債券の価格変動の影響を受けます。また、債券の市場価格は、概して金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。残存期間の長い債券の方が短い債券より金利変動が債券価格に与える影響が大きい傾向にあります。株式や債券等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式や債券等の発行企業の経営状況等により変化します。その結果、各ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。



### 為替変動リスク

投資信託証券を通じて外貨建資産に投資しておりますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には各ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、各ファンドは、原則として為替ヘッジを行いません。



### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない等、流動性の影響を受けます。一般に、流動性の低い有価証券は、より高い有価証券に比べ価格変動率が高くなる傾向があります。各ファンドが投資する投資信託証券が保有する有価証券等において流動性が損なわれた場合、各ファンドの基準価額はその影響を受け、値下がりする要因となる可能性があります。



### デリバティブ取引等に伴うリスク

各ファンドが投資する投資信託証券において、デリバティブ取引等を利用する場合があります。当該デリバティブ取引等の価格は、対象指数や対象資産等の市況、先物等の市場の需給等を反映して変動しますので、当該投資信託証券の基準価額が変動する要因となります。デリバティブ取引等の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、各ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

## ■ その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 指定投資信託証券の見直しは、パフォーマンスの一層の向上を目指すものではありませんが、指定投資信託証券の入替えや組入比率の変更が、結果として各ファンドの基準価額下落の原因となる場合があります。

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドの運用状況について、パフォーマンス分析および評価ならびにリスクの管理を以下の委員会を設けて行っております。

- パフォーマンスの考査 …………… ファンドの運用状況については、パフォーマンス分析および評価の結果がコンプライアンス委員会に報告され、審議を行います。
- リスクの管理 …………… コンプライアンス上のリスク、委託会社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、コンプライアンス委員会に報告され、審議を行います。

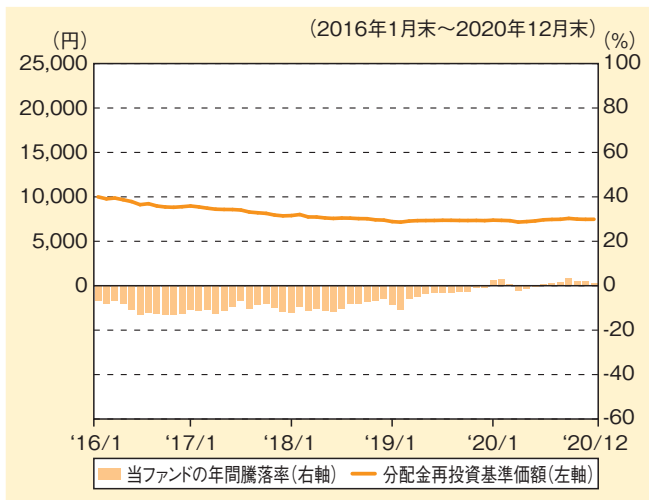
※上記体制は2020年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

# 投資リスク

(参考情報)

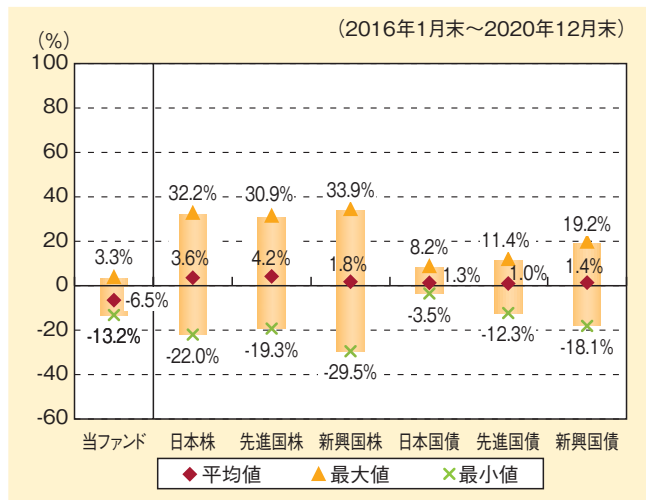
## 安定型

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2016年1月末を10,000として指数化しております。  
 ※年間騰落率は、2016年1月末から2020年12月末の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

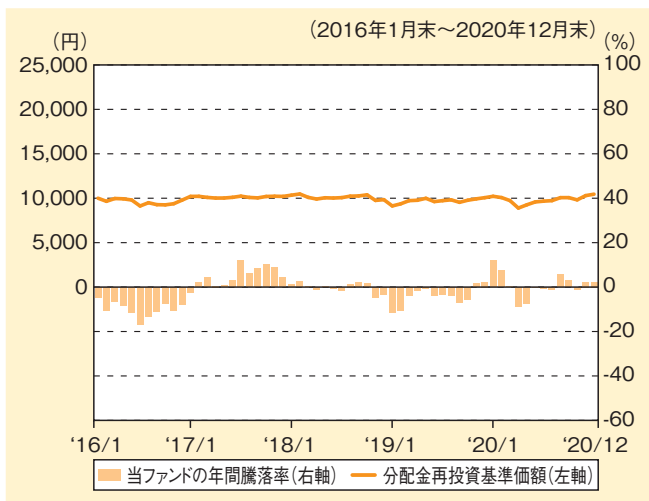
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※2016年1月～2020年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値、最大値、最小値を表示したものであり、決算日に対応した数値とは異なります。  
 ※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。  
 ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 ※先進国株ならびに新興国株については米ドルベースのため、Bloomberg L.P.(ブルームバーグ・エル・ピー)が提供する円換算の指数表示しております。

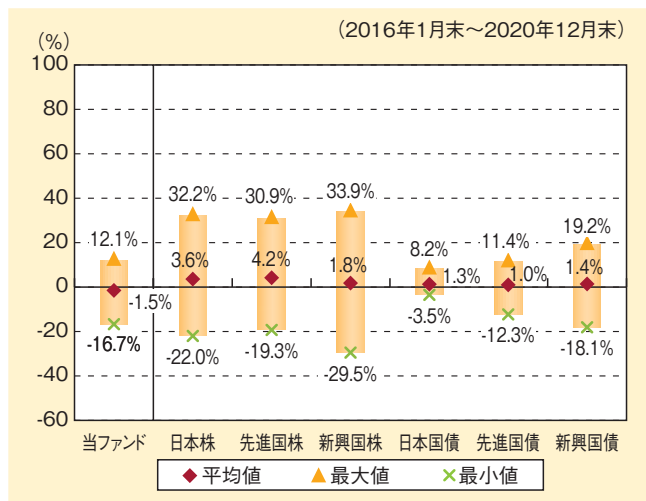
## バランス型

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2016年1月末を10,000として指数化しております。  
 ※年間騰落率は、2016年1月末から2020年12月末の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

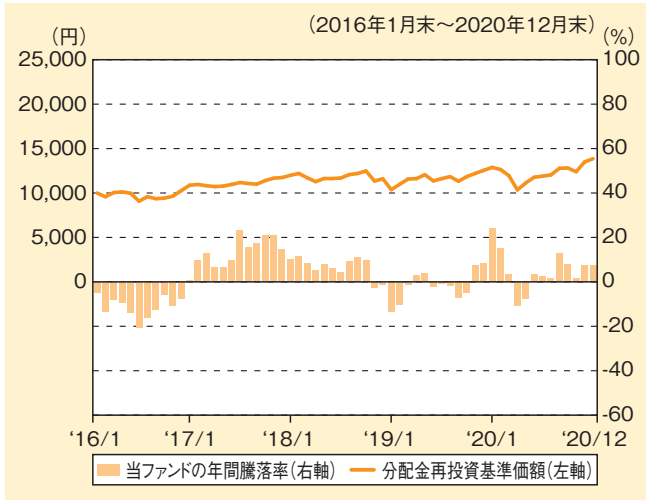


※2016年1月～2020年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値、最大値、最小値を表示したものであり、決算日に対応した数値とは異なります。  
 ※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。  
 ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 ※先進国株ならびに新興国株については米ドルベースのため、Bloomberg L.P.(ブルームバーグ・エル・ピー)が提供する円換算の指数表示しております。

# 投資リスク

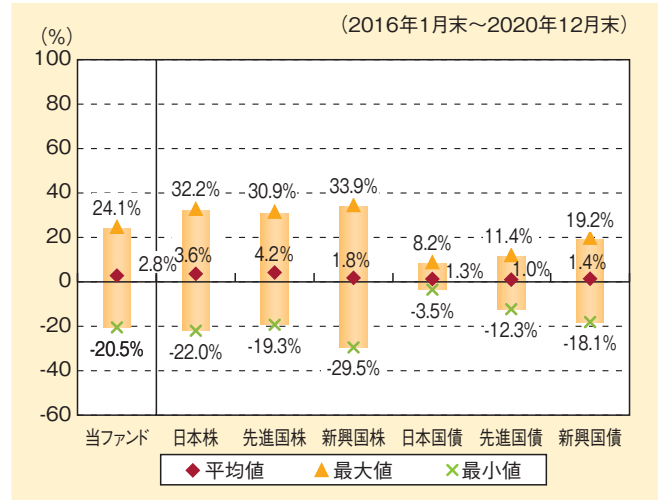
## 積極型

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2016年1月末を10,000として指数化しております。  
 ※年間騰落率は、2016年1月末から2020年12月末の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※2016年1月～2020年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値、最大値、最小値を表示したものであり、決算日に対応した数値とは異なります。  
 ※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。  
 ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 ※先進国株ならびに新興国株については米ドルベースのため、Bloomberg L.P.(ブルームバーグ・エル・ピー)が提供する円換算の指数表示しております。

## <各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIXとは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東京証券取引所はTOPIXの算出もしくは公表方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI国債とは、野村証券株式会社が発表している我が国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債のほか、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI国債は野村証券株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすべて FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
新興国債	FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)	FTSE新興国市場国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすべて FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

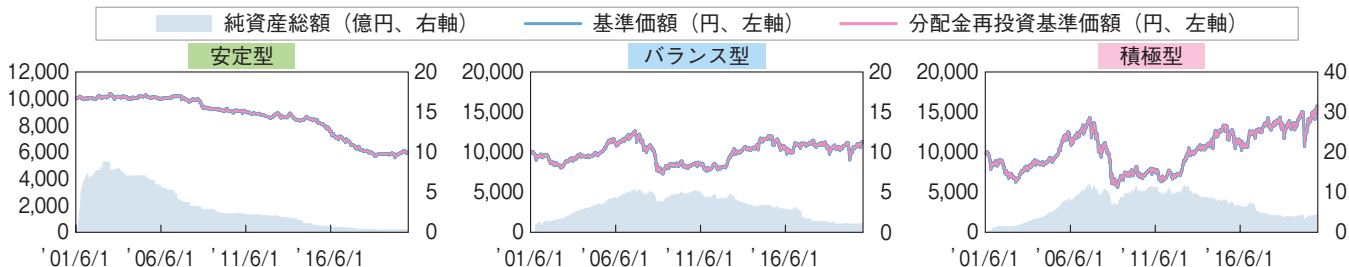


# 運用実績

データ基準日：2020年12月末日現在

## 基準価額・純資産の推移

	安定型	バランス型	積極型
基準価額	5,974 円	11,329 円	15,905 円
純資産総額	0.3 億円	1.1 億円	4.5 億円



## 分配の推移

決算期	安定型	バランス型	積極型
第15期 (2016年5月31日)	0 円	0 円	0 円
第16期 (2017年5月31日)	0 円	0 円	0 円
第17期 (2018年5月31日)	0 円	0 円	0 円
第18期 (2019年5月31日)	0 円	0 円	0 円
第19期 (2020年6月1日)	0 円	0 円	0 円
設定来累計	0 円	0 円	0 円

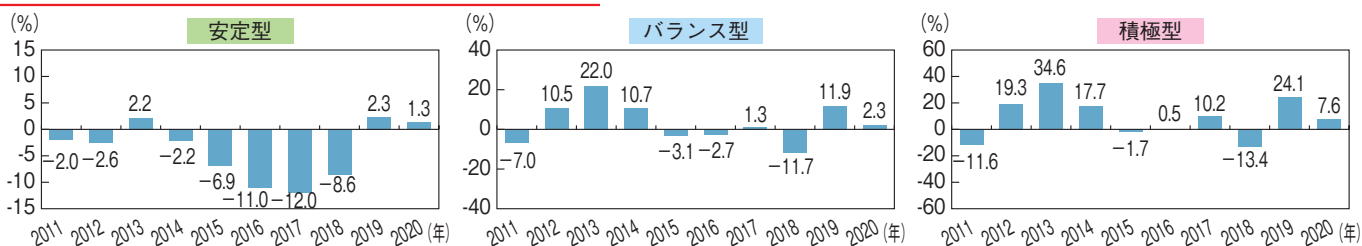
※分配金は、1万口当たり、税引き前の金額です。

## 主要な資産の状況

各ファンドの内訳		安定型	バランス型	積極型
債券型	iシェアーズ世界国債 (除く米国) ETF	36.3%	12.3%	—
	iシェアーズ・フローティングレート・ボンド ETF	11.2%	9.9%	—
株式型	iシェアーズ MSCI ワールド UCITS ETF	—	34.6%	58.9%
	MASAMITSU 日本株戦略ファンド (適格機関投資家私募)	—	18.5%	30.7%
絶対収益追求型	シングルアルファ・ファンド (適格機関投資家私募)	32.0%	5.2%	0.6%
	MASAMITSU 日経 225 ニュートラルファンド (適格機関投資家私募)	18.1%	17.4%	7.4%
現金など		2.4%	2.2%	2.3%
合計		100.0%	100.0%	100.0%

※各ファンドの内訳は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

## 年間収益率の推移 (暦年ベース)



※当ファンドにはベンチマークはありません。2020年は12月末日までの収益率です。

※各ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ (各ファンド共通)

購入単位	1口または1円単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額(1万口あたりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金(解約)受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金(解約)受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受け付けた分を当日のお申込み分とします。
購入・換金 申込不可日	以下の日においては、購入および換金(解約)のお申込みができません。 ・ニューヨークもしくはロンドンの各取引所の休業日 ・ニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日
購入の申込期間	2021年3月2日から2021年8月31日 (期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1億口または1億円以上の換金(解約)請求は、正午までをお願いします。
購入・換金 申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金(解約)申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限(2001年6月1日設定)
繰上償還	委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、やむを得ない事情が発生した場合等には、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。
決算日	毎年5月31日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	ファンドの信託金の限度額は5,000億円です。
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="http://www.fivestar-am.co.jp/">http://www.fivestar-am.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金 (各ファンド共通)

### ◆ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																
購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、上限を <b>3.30% (税抜 3.0%)</b> として、販売会社が定める料率を乗じて得た額とします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。															
信託財産留保額	<b>ありません。</b>															
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																
運用管理費用 (信託報酬)	各ファンドの日々の純資産総額に <b>年1.43% (税抜 年1.30%)</b> の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期間を最初の6ヵ月とその翌日から計算期間末までに区分した各期間の末日または信託終了のときに、信託財産から支払われます。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">各ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)</th> <th>年 1.43% (税抜 年 1.30%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">配分</td> <td>委託会社</td> <td>税抜 年 0.55%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>税抜 年 0.70%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>税抜 年 0.05%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">投資対象とする投資信託証券※</td> <td>年 0.44% (税抜 年 0.40%)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">実質的な負担</td> <td><b>年 1.87% (税抜 年 1.70%)</b></td> </tr> </tbody> </table>	各ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)		年 1.43% (税抜 年 1.30%)	配分	委託会社	税抜 年 0.55%	販売会社	税抜 年 0.70%	受託会社	税抜 年 0.05%	投資対象とする投資信託証券※		年 0.44% (税抜 年 0.40%)	実質的な負担	
各ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)		年 1.43% (税抜 年 1.30%)														
配分	委託会社	税抜 年 0.55%														
	販売会社	税抜 年 0.70%														
	受託会社	税抜 年 0.05%														
投資対象とする投資信託証券※		年 0.44% (税抜 年 0.40%)														
実質的な負担		<b>年 1.87% (税抜 年 1.70%)</b>														
その他の費用・手数料	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </tbody> </table>	役務の内容		委託会社	委託した資金の運用の対価	販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価							
	役務の内容															
	委託会社	委託した資金の運用の対価														
	販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価														
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価															
<p>※各ファンドが投資する投資信託証券の信託報酬率を、投資配分比率で加重平均して計算した概算値です。ただし、この値はあくまで目安であり、各ファンドにおける実際の投資信託証券の組入状況等によって±0.30%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。</p>																
<p>諸費用として、以下の費用等が信託財産から支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券取引に伴う手数料 (売買委託手数料、保管手数料等)</li> <li>・信託財産に関する租税</li> <li>・監査費用</li> <li>・計理およびこれに付随する業務に係る費用</li> <li>・目論見書等の作成および交付に係る費用</li> <li>・運用報告書の作成および交付に係る費用</li> <li>・公告に係る費用</li> <li>・法律顧問および税務顧問に係る報酬および費用等</li> </ul> <p>なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から支払われます。また、投資する投資信託証券の一部には、実績報酬が発生するものがある場合があります。その場合には、当該投資信託証券の信託財産中から支払われます。</p> <p>※監査費用は、監査法人などに支払う各ファンドの監査に係る費用です。 ※これらの費用等は、運用の状況等により変動するため、料率、上限率等をあらかじめ表示することが出来ません。</p>																

# 手続・手数料等

## ◆税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2020年12月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# 追加的記載事項

## 投資対象とする投資信託証券の概要

### <債券型ファンド>

ファンド名	iシェアーズ・コア 米国総合債券市場 ETF (英文名: iShares Core U.S. Aggregate Bond ETF)
投資方針・特色	バークレイズ米国総合インデックス*と同等水準の投資成果を目指します。 *米国投資適格債券市場全体のパフォーマンスを測る指標で、米国の投資適格債券には、米国内で公募販売が行われている投資適格の米国国債、投資適格社債、モーゲージ・パススルー証券およびアセット・バック証券等が含まれます。
管理会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
主たる上場取引所	NYSE アーカ取引所 (米国)
管理報酬	年率 0.05%
当初設定日	2003年9月22日
ファンド名	iシェアーズ 世界国債 (除く米国) ETF (英文名: iShares International Treasury Bond ETF)
投資方針・特色	S&P シティグループ・インターナショナル・トレジャリー・ボンド・インデックス (除く米国)**と同等水準の投資成果を目指します。 **米国の S&P、シティグループが共同組成した指数で、米国以外の先進国が現地通貨建てで発行する国債のパフォーマンスを測る指数です。
管理会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
主たる上場取引所	ナスダック証券取引所 (米国)
管理報酬	年率 0.35%
当初設定日	2009年1月21日
ファンド名	iシェアーズ・フローティングレート・ボンド ETF (英文名: iShares Floating Rate Bond ETF)
投資方針・特色	ブルームバーグ・バークレイズ米国変動利付債 5 年未満指数**に連動する投資成果を目指します。 **投資適格、変動金利の社債および政府関連部門の債券のパフォーマンスを測定する米国変動金利債 (FRN) 指数の一部です。
管理会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
主たる上場取引所	シカゴオプション取引所
管理報酬	年率 0.20%
当初設定日	2011年6月17日
ファンド名	iシェアーズ J.P. モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF (英文名: iShares J.P.Morgan USD Emerging Markets Bond ETF)
投資方針・特色	J.P. モルガン・エマージング・マーケット債券指数**の価格および利回りに連動する投資成果を目指します。 **流動性の高い米ドル建ての新興国国債のパフォーマンスを表す指数です。
管理会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
主たる上場取引所	ナスダック証券取引所 (米国)
管理報酬	年率 0.39%
当初設定日	2007年12月17日

\*ナスダック=全米証券業協会 (ナスダ) 自動株相場であり、取引所の場所を示すものではありません。

\*\*上記は、有価証券届出書提出日現在のものです。指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しが行われます。その際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券 (新たに設定される投資信託証券も含まれます。) が指定されたりする場合があります。なお、指定投資信託証券は、必ず組入れられるとは限りません。

# 追加的記載事項

## <株式型ファンド>

ファンド名	TOPIX 連動型上場投資信託
投資方針・特色	TOPIX（東証株価指数）*との連動を目指すETF（上場投資信託）です。 *東京証券取引所第一部に上場する内国株全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。東京証券取引所が算出・公表しています。
管理会社	野村アセットマネジメント株式会社
主たる上場取引所	東京証券取引所
信託報酬等	0.121%（税抜 年率0.11%）
当初設定日	2001年7月11日
ファンド名	iシェアーズ MSCI ワールド UCITS ETF（英文名：iShares MSCI World UCITS ETF）
投資方針・特色	MSCI ワールド指数*と同等水準の投資成果を目指します。 *MSCI 指数の一つで、日本を含む世界の主要国（先進国）株式を対象とした株価指数を言います。グローバルな株価指数で、2016年6月30日現在、23カ国で構成されています。
管理会社	ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド
主たる上場取引所	ロンドン証券取引所（英国）
管理報酬等	年率0.50%
当初設定日	2005年10月28日
ファンド名	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF（英文名：iShares MSCI Emerging Markets ETF）
投資方針・特色	MSCI TR エマージング・マーケット・インデックス*のパフォーマンスに連動する投資成果を目指します。 *新興国の大型および中型株式で構成される株価指数です。
管理会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
主たる上場取引所	NYSE アーカ取引所（米国）
管理報酬等	年率0.67%
当初設定日	2003年4月7日
ファンド名	MASAMITSU 日本株戦略ファンド（適格機関投資家私募）
主要投資対象	MASAMITSU 日本株戦略マザーファンド
投資方針・特色	①信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ②マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）を投資対象とし、国内外のマクロ分析及び重要イベントの予測を通じて投資テーマを設定し、そのテーマに合致する企業への投資を重視します。 ③わが国の金融商品取引所上場株式を投資対象とし、国内外のマクロ分析及び重要イベントの予測を通じて投資テーマを設定し、そのテーマに合致する企業への投資を重視します。 ④資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬等	0.935%（税抜 年率0.85%）
委託会社	ファイブスター投信投資顧問株式会社

※上記は、有価証券届出書提出日現在のものです。指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しが行われます。その際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券（新たに設定される投資信託証券も含みます。）が指定されたりする場合があります。なお、指定投資信託証券は、必ず組入れられるとは限りません。

## 追加的記載事項

### <絶対収益追求型ファンド>

ファンド名	シングルアルファ・ファンド（適格機関投資家私募）
投資方針・特色	①安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ②主として、わが国の金融商品取引所上場株式への投資と、株価指数先物取引を活用した運用を行います。 ③運用にあたっては、テーマ・アプローチおよびボトムアップ・アプローチをベースとして、企業の成長性、収益性および技術優位性などに着目し、買いポートフォリオを構築します。 ④同時に、株価指数先物取引を売り建てることにより、市場動向に左右されない安定した中長期的利益の獲得を目指します。 ⑤資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬等	0.682%（税抜 年率 0.62%）
委託会社	ファイブスター投信投資顧問株式会社

ファンド名	MASAMITSU 日経 225 ニュートラルファンド（適格機関投資家私募）
主要投資対象	MASAMITSU 日経 225 ニュートラルマザーファンド
投資方針・特色	①信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ②マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式（主として日経 225 種採用銘柄とします。）に実質的に投資をすると同時に、同程度の組入比率分の日経 225 指数先物取引等へ実質的に投資することで、株式市場の変動リスクの低減を図りつつ、安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。 ③資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬等	0.539%（税抜 年率 0.49%）
委託会社	ファイブスター投信投資顧問株式会社

※上記は、有価証券届出書提出日現在のものです。指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しが行われます。その際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券（新たに設定される投資信託証券も含まれます。）が指定されたりする場合があります。なお、指定投資信託証券は、必ず組入れられるとは限りません。



**FIVESTAR**  
ASSET MANAGEMENT CO.,LTD